解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年六月二十五日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十九年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月二十六日

島根県安来市安来町六六二番地一

医療法人加藤医院歯科口腔外科

清算人　加藤　斉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸市福岡字長嶺六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　相馬　勝儀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

事務所岩手県二戸市福岡字町裏一七の一

アベニュー下中町D号　綾部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上山　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市山館字前田八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤原　則敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市上本郷二三五七番地、最後の住所千葉県松戸市上本郷四三七二番地の一

被相続人　亡　金山　幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

事務所千葉県松戸市松戸一一七六番地四

ディー・オー・ディー松戸駅前ビル四階

松戸総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　勝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市本納八四四番地二、最後の住所千葉県茂原市本納二四一四番地一五

被相続人　亡　渡邊　浩義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

事務所千葉県茂原市道表六―八オフィスK二階　茂原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神定　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区三栄町一四番地二、最後の住所東京都江東区大島八丁目一一番二―五〇七号

被相続人　亡　津布久米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル八〇一薄葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市東灘区本山北町二丁目一〇七番地の五、最後の住所東京都北区西ヶ原二―七―一九　被相続人　亡　江口　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

東京都千代田区二番町九―八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉中二丁目一一番地、最後の住所神奈川県秦野市鶴巻南五丁目八番二―一〇三号　被相続人　亡　西村　鷹明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

神奈川県小田原市本町二丁目三番二四号

青色会館二階　杉崎茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬口　朋英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座二丁目一三番地二、最後の住所神奈川県平塚市代官町三一番三〇―H号カメリヤハイツ

被相続人　亡　髙野とみよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

神奈川県小田原市本町二丁目三番二四号

青色会館二階　杉崎茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬口　朋英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市荒町一丁目一七四番地、最後の住所新潟県三条市荒町一丁目九番二〇号

被相続人　亡　丸山　眞作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

新潟県三条市嘉坪川一丁目九番二六号

相続財産管理人　司法書士　外山　一宇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市博労一丁目九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本　正司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

石川県金沢市小将町三番八号　弁護士法人兼六法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小堀　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市東沖野五丁目二番、最後の住所滋賀県愛知郡愛荘町安孫子八五三番地五

被相続人　亡　村井美知雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十六日

滋賀県彦根市大東町一三番一号上野第二ビル三階大東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野心太郎

第７期決算公告

平成30年1月26日

東京都港区三田１－４－１

Ｒｅｔｔｙ株式会社

代表取締役　武田　和也

貸借対照表の要旨

（平成29年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	710,979	流動負債	238,274
固定資産	285,917	**負債合計**	**238,274**
		株主資本	757,234
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,084,612
		資本準備金	1,084,612
		利益剰余金	△427,377
		その他利益剰余金	△427,377
		新株予約権	1,388
		純資産合計	**758,623**
資産合計	**996,897**	**負債・純資産合計**	**996,897**

損益計算書の要旨

（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,268,337
売上原価	569,058
売上総利益	699,278
販売費及び一般管理費	1,092,135
営業損失	392,856
営業外収益	738
営業外費用	80
経常損失	392,198
特別損失	32,086
税引前当期純損失	424,284
法人税、住民税及び事業税	3,092
当期純損失	427,377